




令和6年度 ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援助成 募集要項

| | |
|-----------------------|---|
| <p>助成の趣旨</p> | <p>新型コロナウイルスの流行は、もともと地域にあった課題を顕在化させ、日常生活に困難を抱える子どもと家族、地域での孤立・孤独の課題を抱える人、生活に困窮する人たちへの支援が課題となっています。コロナ禍は人と人との交流や繋がりを希薄化させ、地域の福祉活動等は停滞し、中にはいまだ再開できていない活動もあります。こうした中で、これまで長野県内の多くの地域福祉活動等を財源面で支えてきた長野県共同募金会では、新たな地域課題の解決に向けた活動の活性化や持続的に活動していくための担い手を育てる活動を応援します。</p> |
| <p>助成対象団体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進を目的とする県内の福祉団体、ボランティア・市民活動団体 ・県民に対して助成された活動の内容や成果を積極的に発信・報告・説明ができる団体 ・応募時点で団体が設立されていて、助成対象活動の実施体制が整っている団体 |
| <p>助成対象活動</p> | <p>地域住民や関係団体と連携した公的制度では対応できない(1)～(4)の活動。 ※詳しくは裏面参考</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活に困難を抱える「子どもと家族」を支援する活動 (2) 「命をつなぐ」支援活動 (3) 「生活困窮者」、「高齢者」及び「障がい者」等に対する支援活動 (4) 活動の「担い手を育成」する活動 |
| <p>助成対象期間</p> | <p>令和6年度(令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月))</p> |
| <p>助成率・助成額</p> | <p>助成総額：400万円程度 助成率：助成対象事業に直接必要とする経費の10/10以内 助成上限：ア 市町村域内で実施する事業：1団体あたり 5万円 イ 市町村域を越えて実施する事業：1団体あたり 25万円</p> |
| <p>助成対象外経費</p> | <p>次の(1)から(6)に関する経費は、助成の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 団体の維持・管理のみを目的とした経費(団体職員の人件費・交通費、事務所の家賃光熱費、物品のリース代等) (2) ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします。) (3) 行政等の公的な補助や他の団体による助成が見込まれる経費 (4) 全国大会や研修旅行・研修参加の経費 (5) 宿泊経費及び飲食経費(生活支援としての食事提供等は対象とします。) (6) 介護保険事業に係る経費、福祉施設の物品購入及び施設整備のみを目的とした経費 (7) 令和5年度(令和6年度事業実施)の「広域活動団体基盤強化配分」の配分決定を受けている事業経費 |
| <p>申請期間</p> | <p>令和6年6月3日(月)～7月19日(金)【消印有効】</p> |
| <p>申請方法等</p> | <p>申請書及び申請書に記載されている添付書類を電子メール又は郵送により長野県共同募金会にご提出ください。申請書は、本会ホームページから取得できます。</p> <p>〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階 電話 026-234-6813 電子メール nkyobo@akaihane-nagano.or.jp ホームページ https://www.akaihane-nagano.or.jp/</p>  |
| <p>助成決定等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 助成決定 助成の可否について、審査会で審査・決定し、令和6年7月下旬に郵送によりお知らせします。 ② 助成金交付 助成金は精算払いになります。活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び領収書等のコピーを提出いただき、本会で確認のうえ、団体名義の口座に送金します。活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。 ③ 情報発信・報告 県民に対して助成事業の活動及び成果を積極的に発信・報告・説明をしてください。 |

【参考資料】

ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援助成 助成対象例示

地域住民や関係団体と連携した公的制度では対応できない(1)～(4)の事業を対象とします。
申請多数の場合は、「助成の趣旨」をより明確に汲み、ポスト・コロナ社会に向けた新たな地域課題の解決に向けた活動や持続的に活動の担い手を育てる活動を優先して助成します。

○助成対象事業

(1) 日常生活に困難を抱える「子どもと家族」を支援する活動

例：重症児等とその家族の支援、ヤングケアラーの支援、児童養護施設等を退所した若者の支援、
困窮者世帯等の学習支援、不登校児や発達障がい児の支援、母子・父子家庭の生活支援、学用品リユース活動 等

(2) 「命をつなぐ」支援活動

例：各種相談支援、DV・虐待被害者へのシェルター提供、メンタルケア支援、権利擁護の活動 等


(3) 「生活困窮者」、「高齢者」及び「障がい者」等に対する支援活動

例：フードバンクの活動、食事の提供支援、食料・食事の配送支援、居場所づくり支援、外国ルーツの人への学習支援、失職した人への就労支援 等

(4) 活動の「担い手を育成」する活動

例：支援者の人材育成、他機関との連携や運営のノウハウなどのスキルアップを図る人材育成 等

○対象経費の例示

| | |
|---|---|
| ・ スタッフ等の研修会や技術指導等に係る講師やアドバイザーの謝金、旅費(実費)等の開催経費 | |
| ・ 活動(事業)に係る食材や消耗品・備品の購入経費 | |
| ・ 参加したボランティアの交通費(実費)・活動(事業)に係るボランティア行事用保険料(活動保険は対象外です。) | |
| ・ 活動(事業)に使用した会場、部屋、資機材等の賃借料 |  |
| ・ 活動(事業)拠点等で使用した光熱水費、通信費 | |
| ・ 食品、弁当、生活必需品の配送費(ガソリン代等) | |
| ・ 活動(事業)の広報周知や連絡等に使用した通信費、印刷費 | |
| ・ 上記以外の助成対象活動(事業)の実施に係る経費 | |

「赤い羽根共同募金」とは

共同募金は、戦後間もない昭和22年(1947年)に、市民が主体の民間運動として始まりました。
当初戦後復興の一助として、戦災孤児や被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉法に基づき、現在は地域福祉の推進のために活用されています。
社会の変化の中、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の活動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組まれています。

